

## 教育委員会 7 月定例会会議録

1. 日 時 令和6年7月23日(火)午後16時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 福 島 幸 子  
委 員 高 橋 信 子  
委 員 石 川 一 幸
  
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 加 藤 史 子 参 事 中 島 健 一 郎  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司  
生 涯 学 習 課 矢 内 良 則 文 化 振 興 課 佐 賀 憲 一  
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 岩 田 幸 一  
学 校 給 食 セ ン タ ー 小 池 政 幸 図 書 館 武 藤 修 美  
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
  
5. 議 題  
(1) 議 案  
議案第23号 令和7年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について(指導課)(非公開)  
(2) 報告事項  
① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について (生涯学習課)
  
6. 傍聴者 なし
  
7. 議事内容  
教 育 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年7月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行をさせていただきます。本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。  
議案第23号「令和7年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」は、令和7年度に使用する教科書の採択結果についてであり、採択結果の公表前であることから非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕  
それでは議案第23号については、非公開といたします。  
なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。  
それでは、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課から説明をお願いします。  
塚本課長。  
教育総務課 ————— 6月25日以降の行事について報告—————  
教 育 長 よろしいでしょうか。  
高橋委員、どうぞ。  
高 橋 委 員 オリンピック、パラリンピックに土浦から出場されるのは、全部で何人いらっしゃるんですか。  
教 育 長 寺崎課長。  
ス ポ ー ツ 振 興 課 はい。パラリンピックも含めて3名の方になります。3名全員の方が表敬訪問にいらっしゃっています。  
高 橋 委 員 ありがとうございます。  
教 育 長 そのほか、ございますか。

それでは、次第の3番、議案へ移ります。

議案第23号「令和7年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」、指導課から説明をお願いします。

【議案第23号「令和7年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」を協議】（非公開）

教 育 長

それでは議案の第23号は原案とおりに可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上ですので、続いて次第の4番、報告事項へ移ります。

報告事項の1番、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について」、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課です。

報告事項の1番、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の具体的な推進について、説明させていただきます。

資料の③をご覧ください。

1の背景でございますが、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化している現代において、学校と地域それぞれが目標を共有し、相互の連携と協働のもとに一体となって、子どもたちの成長を支えていくことが求められております。

こうした中、文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むというコミュニティ・スクール、こちらと地域と学校が相互にパートナーとして行う、地域学校協働活動の一体的な実施を推進しているところでございます。

中央にあります図の左側をご覧ください。

こちらのコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことで、学校運営やその運営に必要な支援に関して協議する、いわゆる会議を行う場でございます。本市においては令和5年度、コミュニティ・スクール制度を導入しまして、全ての市立学校23校に学校運営協議会を設置しております。

各学校においては、年3回程度の会議が開催され、学校運営の基本方針の承認や学校評価、学校や地域の課題について協議が行われているところでございます。

一方で、図の右側につきましては、地域住民や保護者、企業、各種団体などからなる地域を表しております。左側の学校と右側の地域が相互に連携協働して、課題解決などに向けた様々な活動、地域学校協働活動を実施していくというようなものでございます。

図の中央にありますとおり、この協働活動を円滑に効果的に実施するためには、下にあります、地域学校協働活動の推進員を配置することが有効とされております。

この推進員は、学校と地域のパイプ役として、学校運営協議会の委員として参画していただくとともに、地域人材やボランティアの確保、活動のコーディネートを行っていただくこととなります。

資料の2ページ目をご覧ください。

地域学校協働活動の主な例といたしましては、学校協働活動の人材支援、例えば書道や裁縫などの授業でサポートをしていただいたり、登下校の見守り活動や学校環境の整備活動などがございます。こうした学校に対する活動だけでなく、お祭りなどの地域の伝統行事を学校と連携して実施するなど、お互いに協力し合う関係性を期待しているところでございます。

また、地域学校協働活動推進員の主な役割といたしましては、協働活動の企画や学校と地域住民、関係団体との連絡調整、活動に参加するボランティアの募集や取りまとめなどを担っていただくこととなります。

本市の取り組みといたしましては、学校と地域の強みや課題について、まずは十分に話し合い、小さな課題から焦らずに取り組んでいただくことを優先したことから、コミュニティ・スクールを先行して導入しております。コミュニティ・スクールの導入が進んだことから、今後は地域学校協働活動の体制づくりを進めていきたいと考えております。

令和6年度につきましては、新治学園をモデル校として、表にあります2名の地域学校協働活動推進員を配置いたします。お二人とも元校長先生でございます。現在は新治学園の学校運営協議会の委員としてご協力をいただいております。新治学園では、令和3年度から4年度にかけて、コミュニティ・スクールを導入する際の研究推進校、モデル校として取り組んでいただいた経緯がございます。これまでもこの元校長先生を中心に、様々な活動が実施されており、既に地域学校協働活動の実施について、体制が整っているところでございます。

令和7年度以降は学校運営協議会等での話し合いを重ねた中で、推進員にふさわしい適任者が見つかった学校から順次配置していきたいと考えております。

説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御質問、御意見等はございますか。

福島委員。

福島委員

推進員の方は、学校運営協議会の委員さんの中から推進員さんを選ぶということですか。それとも、新治学園の場合は、たまたま委員さんが推進員になったということでしょうか。

教育長

はい。矢内課長。

生涯学習課

文科省の話では、やはり推進員は学校運営協議会の方に参画するのが望ましいとされており、市といたしましてもそのように考えております。

例えばですけども、委員をされていない方で、こういった活動に積極的にできる方がいらっしやったら、推進員になっていただくとともに、後々は学校運営協議会の委員としてやっていただくのが理想ですし、もし学校運営協議会の委員の中で適任者がいましたら、推進員になっていただくというふうに考えております。

福島委員

そうすると、各小学校区ごとに、その中で体制が整ってやってくれるという方がいらしたら、そこで推進員が決まってくっていく感じになっていくわけですね。

生涯学習課

おっしゃる通りでございます。すでに学校運営協議会の委員になられる方というのは、もともと地域でそういった活動されてる方が多いものですから、そこから選ばれるということが考えやすいかと思えます。

福島委員

先日、学校訪問に伺ったときに、校長先生が既にビジョンがあって、コミュニティ・スクールというか活動として、こんなことをやって欲しいんだというふうなことを話されてる学校もありますし、これについて一切触れてない、出てない学校もありますし、学校によってちょっと差がまだあるのかもしれませんが、準備が整い次第、ぜひ、地域の力を活用できるように、コーディネートしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

生涯学習課

ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。

そのほか、ございますか。高橋委員。

高橋委員

これを見たときに難しいなと思ったのは、この左側の学校運営協議会の話は何回も出てきて、今後こういうふうになっていきたいと思います。委員さんの名簿が出てたりしたんですけども、この地域の中で、地域学校協働本部ってあるんですけど、この本部というのはどういうものなのかということ伺いたいなと思いました。

もう一つは、今回のコーディネーター、推進員さんが、新治学園では元校長先生がなっていて、校長先生は地域のことについてよくご存じの方なのかと思って。学校のことはご存じかもしれないけど、今の校長先生はこのコミュニティ・スクールの委員に絶対入ってるはずなので、必要なのは、地域のことをよく知っている方、いろんな人脈があったりする方が、このコーディネーターになって、学校と地域の橋渡しを考えると、この校長先生が、ここに住んでらっしゃる方とかであればあれですけど、そこはどうなのかなというの、ちょっと不思議な感じがしました。

あと、任期が、これはたまたまトライアルで7月から来年3月ってことなのか。余りにも短いので、これをやるとしたら、ある程度2年とかですね、1年ずつでも短すぎるので、2年とかですね、任期について決めてらっしゃるのかどうか、そこをお聞きしたいなと思いました。

教育長

矢内課長、どうぞ。

生涯学習課

3点ほどご質問あったかと思うんですが、まず地域学校協働本部の件ですが、地域学校協働

活動を推進していく体制のなかで、中央教育審議会の方で答申で提言されたものなので、法律上の規定というのではないです。あくまでも、組織化というふうに考えるところもあれば、組織化はせずに、その推進体制だけを整えるということで、市の方としては、そういった本部という組織化をするつもりは今のところはなく、そういった体制だけを整えるようなイメージで位置付けております。

もう一つ、推進委員2名の方が元校長先生ということですが、表現がわかりにくくて申し訳なかったんですが、このお二人とも、お住まいは新治地区の方でございまして、元校長先生といっても、それぞれ大岩田小学校の校長先生、新治学園の前校長先生で、いずれも新治地区に住んでいて、地域の人脈とか、地域のこと、ネットワークとか、そういったものについては大丈夫だと思います。

もう一つの任期につきましては、おっしゃるとおりで、まずは、今回モデル校としてやっている関係もありますし、まだ今から動き出すところでもあるので、まずは1年ごとというふうに考えてございまして、最終的には、もちろん任期1年といっても、再任してやっていただくことを想定しております。

高橋委員

この本部ってところが、この表現がすごく引っかかってしまって、何らかそういう本部を組織化して作るのかみたいなですね、本部がなければ地域の方との橋渡し役ってなるんですけど、ちょっとこれだけを見ると、この本部長がいるのかとか不思議だなんていう感じはしました。

それと、コーディネーターは、大体お二人ぐらいを想定してらっしゃるんですか。

新治はお二人なんですけど、これからコーディネーターというのは何人ぐらいというのがあるのか、どういうふうな位置付けを持ってらっしゃるのかなと。

生涯学習課

こちらコーディネーター、推進員につきましては、1学校当たり1名から2名ぐらいが最適なかなあと考えています。

今回は、最初お一人に打診させていただいたところなんですけど、やはり一人ではいろいろ調整とか難しい部分もあるので、もう一人いてくれると助かるなという話もいただいて、もう一人の先生をご紹介いただいたなかで進めてきました。

牛久市は4名ほどいて、市町村によってバラバラなんですけど、そういったところございませぬ。

高橋委員

なるほどね。

あと一つ。これって大人だけが集まって、子どもの意見っていうのはどういう形で反映されるんですかね。

生涯学習課

なかなか子どもを運営協議会の委員に入れるというのは、なかなか難しいところだと思うんですけど、高校生・大学生あたりを考えるっていうのがまず一つと、あとは、委員にはPTAの方々もいらっしゃるんで、そういったところから子どもの意見を吸い上げてというような考え方もあるかなと思います。

高橋委員

中学校だったら、生徒会長とか生徒会の委員を入れるとか、そういうことはどうなんでしょうね。

いや何となく、子どもは半人前なんだ、一人前じゃないんだっていう意識がきっとあるような気がするんですよ。だからこういう会議に子どもの意見なんて、多分最初っから頭になんかと思ってしまうんですよ。

生涯学習課

子どもの意見が大事だというのは、もちろんわかっているんですけども、この辺が可能なのかどうかというのを、モデルとして新治地区でその辺も含めて、校長先生、教頭先生も入ってますし、推進員の方々とも話をさせていただいて、できるのかできないのか、できるようにするにはこういった課題があるよとか何か出てくるのかもしないんで、その辺を提案させていただいて、考えさせていただければと思います。

高橋委員

よろしくお願いします。

教育長

機会を捉えて、そういったご意見があったということ、協議会の中でお伝えください。そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、報告事項は以上となります。

続いて、次第にはございませんが、2件ほどご報告がございませぬ。

図書館  
教育長

学校給食センター

図書館から資料の掲載についてご案内があります。

——令和6年度版 図書館要覧のサイドブックス掲載について案内——

どうぞ、よろしくお願いたします。

もう1件、6月定例会で鈴木委員からウズラの卵の話をしていただいたんですが、給食センター所長が不在でしたので、改めてお答えをさせていただければと思います。

小池所長。

はい。

私の方から学校給食におけるうずらの卵の使用について、ご説明させていただきます。

今年の2月に給食で出たうずらの卵が喉に詰まって、小学校1年生が亡くなるという、とても悲しい事故が起きてしまいました。

その窒息事故を受けてのご質問かと思しますので、うずらの卵、あと同じように丸くつるつとしてるミニトマト、こちらも併せてご説明させていただこうと思います。

まず、給食での使用状況なんですけど、うずらの卵、ミニトマトいずれも、現在は使用してございません。

ただ、その使用してない理由というのが、窒息事故に繋がるというリスクがあるからということで使用していないわけではございません。もちろんリスクがある食材であるということは十分認識しておりますが、それが主な理由で使っていないわけではございません。

うずらの卵なんですけど、2年ぐらい前までは、私どもでも年に1、2回の頻度で提供しておりました。ざっくり言って価格です。昨今の物価高騰でうずらの卵の値段がものすごく上がってしまったものですから、ちょっと学校給食で使えないという状況になってます。

うずらの卵が入ると、ビジュアル的にちょっと楽しみな感じになるっていうのはあるんですけど、栄養価ということを考えますと、うずらの卵でなくてはいけないという理由はないですね。うずらの卵を使用しなくても献立が成り立っているということもありまして、現在は使わなくなっております。

では、うずらの卵の価格が下がってきて、予算的に余裕があれば再度使うのかということだと思んですが、その時にどんな献立かにもよるとは思うんですが、こういった事故が起きたと、また実際うずらの卵が無くて使用してなくても、こんだけ回ってるという現状を考えますと、あえて使うということはないのかなとは考えております。

うずらの卵につきましてはもう一つ使いづらいという部分がありまして、これあくまで余談というような部分なんですけど、やっぱりうずらの卵ってビジュアル的に白くて丸くてかわいいんで、子どもたちもうずらの卵が入るとテンション上がるんですね。そうすると、時にして争いが起きる。誰ちゃん何個入ってるけど、私のは何で無いんですかと。実際に旧センターのころなんですけど、保護者の方から、今日の給食でうちの子にうずらの卵が無かったんです、というお電話をいただいたことがあるそうです。焼売とか餃子など一人何個ですよっていうふうを用意してるものについては当然いきますけど、例えば、八宝菜の中の一つの具材を、それを均等に配るってのはなかなか難しいんですということなので、ご理解はいただいたという経緯があるんですけど、そういった使いづらい側面もあるというのがうずらの卵にはあります。

ミニトマト、こちらの方はまた使わない理由が異なっております、学校給食におきましては基本的に生の食材を提供する、生のまま提供することはやっております。フルーツとか一部例外がありますけど、全ての食材を必ず一旦熱を通します。これは食中毒防止という観点からなので、サラダにおいても、全て一旦ボイルします。温度を上げて食中毒の原因となる菌とかを1回全部やっつけた上で、それを急速に冷やして、冷たいサラダを提供すると、きゅうりも加熱します。そのため、ミニトマトの場合、こういった処理になじまない食材であるということで、使う使わない以前に、学校給食ではあまり出番が無いというような状況になっております。使用状況については以上です。

続きまして、窒息事故防止の取り組みについて、説明させていただきます。

今回の2月の事故は、とても悲しい事故で、先ほど言ったように子供にとってはうずらの卵って、楽しいっていか嬉しい食材だったんだろうと思います。それが窒息事故に繋がってしまったと考えると、胸が痛い事故ではあるんですが、ただ、うずらの卵そのものが害であ

るということではないと思うんですね。

そもそも、この窒息ということを見ると、口の中に物を入れるということ自体がリスクがあるわけですし、過去には、主食のパンを積まらせてという窒息事故も起きてます。じゃあパン食べさせるのをやめるかとか、出すのをやめるかってことには当然ならないと思いますんで、このパンのときには、早食い競争していて、いっぱい詰め込んでしまって窒息してしまったということだったようです。

ですので、まずは正しく食べるということが大切なんだろうと思っております。口の中に食べ物詰め込まないとか、正しい姿勢で食べるとか、ゆっくりよく噛んで食べる、こういったことを、しっかりと子供たちに伝えていくということが大切なんだろうと考えております。

その取り組みとしまして、食育動画や給食メッセージといった、そういった取り組みしております。

食育動画につきましては、よく噛んで食べましょうってそのものずばりのやつで、それは窒息など喉に詰まらせてということだけではなく、よく噛むことによって唾液が出て、そして口の中を潤し、それによって消化も助けると、そういう効果もあるよというようなことをしっかり伝えており、また別のテーマのときにも、一番最後には、よく噛んで食べましょうと、そういうメッセージで終わるようにしております。

また、給食メッセージについても、毎日給食の時間に、今日の献立は何々です、地場産の野菜はこんなの使ってますっていうようなことを、毎日お知らせするんですけど、これは学校によって、放送で流したり、あとは給食当番の方がいただきますの前に言ったりとか、そういう形式なんですけど、こういった中でも一番最後には必ず、よく噛んで食べましょうというような一言を付け加えるようにしております。こういったことを通して、子どもたちに、正しく食べるっていうところを伝えていきたいなと思っております。

最後に、事故直後の対応、学校現場への対応についてお話させていただきます。

学校現場におきましては、従来から適切な指導をやっていたわけなんですけど、今回の事故を受けまして、事故の未然防止及び発生時の対応について、国県等の参考資料を改めて確認していただき、学校現場においても共通認識を深めて、指導の徹底に努めていただきますよう、指導課、給食センター連名で通知を出しております。

私からの説明は以上となります。

ありがとうございました。

もし、喉に詰まらせた場合には、先生とかはどのような対応とされるんですか。

とりあえず出させるということで、背中を叩いたりとか、あと何て言うんですかね、ぐっとやって吐かせるっていうようなことをやって、詰まらせた物を出すというのが、マニュアルの中にこういう方法がありますよっていうのは、お示ししてあります。

今回の2月の事故も、学校の現場では、やることはやったということではあるようですが、あとよく噛んで食べるっていう、私もそんな意識して食べたことがないからわからないけど、考えると、まず口に物が入ると、前歯で切り刻んで小さくして、だんだん奥に行くんでしょけど、1年生とかですと歯の生え代わりで、前歯が全然ない子とかもいらっしやるんですよね。そういったこと、悪いことが重なってしまった話なのかなと思っております。

あと一ついいですか。

給食の時間というのは、どのくらいとられてるんでしょうね。

大体50分なんです。準備と片付けで15分で、食べてる時間は20分っていう学校が多いです。そうですね。

はい。

岩田課長、どうぞ。

指導課です。

給食の食事の時間、会食の時間については、25分以上取るように各学校の方にはお願いをしております。それと、準備、片付け含めて50分というような時間の配分になっております。

私が子どものときは、給食を食べ終わるとそのまま昼休み遊びに行くというのがあって、それで、早く遊びたいから早く食べるって、早食いになってしまう男の子とかいっぱいいたんですよね。それと、グループで食べるときには、全員が食べ終わらないとその班は遊びに行

鈴木委員  
高橋委員  
学校給食センター

高橋委員  
学校給食センター

指導課  
教育長  
指導課

高橋委員

っちゃいけないルールがあって、そうすると連帯責任みたいになっちゃって、同調圧力じゃないですけども、早く食べられないからみんな遊びに行けないよみたいになっちゃって、そうすると急いで食べなきゃいけないとか、飲み込まなきゃいけないみたいなのがあったんですけど、そんなことは今はないですかね。

指 導 課

はい。指導課です。

自分も昔はそういうところで育って、すぐに遊びに行ってたんですが、もちろん給食の後に昼休みがあるんですけども、今はその間に歯磨き指導などが入ってしまして、全体で片付けが終わって歯磨き指導して、その後にチャイムが鳴ってから席を立つというようなルールになってるところが、ほとんどの学校です。

高 橋 委 員  
教 育 長

わかりました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課  
教 育 長

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。

それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和6年7月の教育委員会定例会を閉会いたします。